



▲まちづくりについて楽しく学ぶ「わいわい甲賀楽交講座」講座生の皆さんが交流会で活躍します

市内には、区・自治会や自治振興会など住んでいる地域でのつながりで行われる「地域型活動」とNPO(市民活動団体)のような子育てや環境などテーマに沿って行われる「テーマ型活動」があり、住みよいまちをめざした取り組み(まちづくり)が行われています。

市では昨年からは、こうしたまちづくりに関わる人材を育てることを目的に、甲賀市人材活性化事業「私もできる♡まちづくりJUKU」としてまちづくりに関する学びの場を設け、多くの市民の皆さんに参加していただいています。

今回は同事業の一環として市の様々なまちづくりに関わる方や興味・関心のある皆さんが交流し、つながりを深め、まちがより発展していくことをめざし、『甲賀市まちづくり交流会～地域でつながるテーマでつながる みんなでつながる～』を開催します。

是非お越しください。

## 甲賀市人材活性化事業

# — 甲賀市まちづくり交流会 開催 —

～地域でつながる テーマでつながる みんなでつながる～

### 「まちづくりの達人に聞く！」

まちづくりで活躍されている方から活動事例発表や、分科会で参加者の取組活動に対し助言をしていただきます。

#### ●達人紹介(分科会テーマ)

- 地域コミュニティの達人—向井 隆さん[蒲生地区まちづくり協議会会長]  
(学区コミュニティと区・自治会の連携)
- 地域コミュニティの達人—中嶋利明さん[田根地区・地域づくり協議会の事務局]  
(学区コミュニティと外部団体の連携)
- 里山活用の達人—田代文男さん[こなんの森・薪割くらぶ会長]  
(薪と薪ストーブを活用した里山再生)
- 地域交流の達人—山口美知子さん[滋賀地方自治研究センター理事]  
(地域をつなげるキーポイント)

※ほかにも、交流会では、3分間プレゼンも行います。  
また、飲食コーナー・パネル展示なども開催します。  
詳しくは、市のホームページに掲載していますのでご覧ください

### まちづくり交流会 プログラム

- ◆日時 / 3月8日(土) 10時～16時半
- ◆場所 / 忍の里プラザ
- ◆スケジュール
- 10:00 オープニング(シャベラズ演奏)
- 10:15 私もできる♡  
まちづくりJUKU活動紹介
- 11:15 大交流会—3分間プレゼン—
- 12:00 昼食・交流タイム
- 13:00 まちづくりの達人に聞く!  
(活動事例発表)
- 14:30 4つの分科会
- 16:00 分科会報告会
- 16:30 閉会

#### 3分間プレゼン参加者募集

自分たちの活動についての思いを発信しませんか?

#### 問い合わせ

地域コミュニティ推進室  
☎65-0687  
☎63-4554

## 平成26年度 「ごみカレンダー」 2月中旬以降区・自治会を 通じて各家庭へ配布

平成26年度ごみカレンダーは、区・自治会を通じて、2月中旬以降に配布する予定です。

区・自治会を通じてお手元に届かない方は、2月14日以降に市役所生活環境課・各地域市民センター窓口にてお渡しします。また、ホームページにも掲載します。

※収集日程が変わる地域もあるの  
で、日程の確認をお願いします。



生活環境課 廃棄物対策係  
☎65-0660 / ☎63-4554

## 台風18号滋賀県被災者生活再建支援金 ～基礎支援金の申請締切が間近～

県は台風18号により住宅に大きな被害を受けて、生活基盤に大きな影響を受けた方々を対象とした生活再建支援金の申請を受け付けています。

### 対象世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊または住宅敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修を必要とする世帯
- ④住宅が半壊した世帯
- ⑤住宅が床上浸水した世帯

### 支援金(USJN)

生活再建支援金には2種類あります。

- ①基礎支援金：住宅の被害の程度に応じて交付する支援金
- ②加算支援金：住宅の再建方法に応じて交付する支援金

※加算支援金は、台風18号による被災が原因であれば、申請時に工事が完了している場合でも申請は可能です。

### 申請期間

- ①平成26年3月31日まで(締切間近)
- ②平成27年3月31日まで

### 支援金交付申請に必要な書類

- ①交付申請書兼交付請求書
- 県ホームページ(<http://www.pref.shiga.jp>)「台風18号による災害対策に関する情報」内および甲賀市危機管理課、信楽地域市民センターにて様式をお求めいただけます。
- ②の災証明書(市で現場確認後、発行)
- ③住民票
- ④振込先を確認できる書類(預金通帳の写しなど)

### 書類の提出先

水口庁舎2階 危機管理課もしくは信楽地域市民センター窓口まで

滋賀県被災者生活再建支援窓口  
(県防災危機管理局内)  
☎077-5288-4984  
☎077-5288-4843  
危機管理課  
☎65-0665  
信楽地域市民センター  
☎63-1121

## 家具転倒防止器具等取付設置費を補助

災害の被害を減らす一つの方法として家具転倒防止器具等の取付設置があります。

地震発生時に、支援が必要な高齢者や障がい者の方が、家具の転倒によって死傷されることを防ぐため、市では補助制度を設けています。



▲家具転倒防止器具の一例

### 補助金額

上限1万5千円  
※転倒防止器具等の購入費と取付費が補助の対象となります  
【家具の転倒または落下を防止するために有効な器具、ガラスの飛散を防止するために有効なフィルムなど】

### 申請・交付等の流れ

- ①市へ補助金交付申請を行う
- ②市で審査後、交付決定通知が送付される
- ③家具転倒防止器具等の購入、または業者取付工事依頼を行う  
※ご自分で購入・取付けができない方には、シルバー人材センター等が代行する高齢者・障がい者安心生活支援事業(長寿福祉課)をご利用いただけます
- ④取付け完了後、必要書類を市へ提出
- ⑤内容確認後、指定口座へ補助金が振り込まれる  
※購入・施工後の申請は対象となりませんのでご注意ください  
ご不明な点がございましたらお問い合わせください

### 対象世帯

- 次のいずれかに当てはまる市県民税非課税世帯
- 75歳以上の高齢者(後期高齢者)のみで構成された世帯
- 身体障害者福祉法の規定により障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級、または2級に該当する者のみで構成された世帯
- 知的障害者福祉法の規定により療育手帳の交付を受けた者のみで構成された世帯
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のみで構成された世帯
- 介護保険法による要介護者または要支援者のみで構成された世帯
- ※上記の世帯の18歳未満の市県民税非課税者が含まれる場合も対象となります

### 問い合わせ

危機管理課 ☎65-0665 / ☎63-4619